

大規模水害時自主的広域避難補助金 補助対象宿泊先について

旅館業法第3条に基づく許可を取得している
旅館・ホテル営業、簡易宿所営業の施設又は
住宅宿泊事業法第3条に基づく届出をしてい
る**住宅宿泊事業（民泊）**に、宿泊料を支払い
避難した区民を対象に補助金を交付する。



旅館・ホテル営業

和式又は洋式の構造及び設備を主とする施設を設けて
する営業

簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの

〔駅前旅館、温泉旅館、観光旅館、割烹旅館、
ビジネスホテル、シティホテル、リゾートホテルなど〕

簡易宿所営業

宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を設け
てする営業

〔民宿、ペンション、ベッドハウス、ユースホステル、
カプセルホテル、山小屋、スキー小屋など〕

住宅宿泊事業

住宅（戸建住宅やマンションなどの共同住宅等）の全
部又は一部を活用し、宿泊サービスを提供する事業